一般社団法人 新潟県卓球連盟 基本規程

第1章 総則

(目的)
第1条 本規程は、一般社団法人新潟県卓球連盟(以下、「本連盟」という)の定款に基づき、本連盟の組織及び運営に関する基本原則を定めることを目的とする。

(定義)
第2条 本連盟の役員等とは、定款第25条に定める理事及び監事、定款第65条に定める部会部員及び委員会委員、及び定款第68条に定める顧問をいう。
2 職員とは、定款第63条に定める事務局長及びその他の職員をいう。
3 会員とは、定款第5条に定める賛助会員、正会員及び登録会員をいう。

(遵守義務)
第3条 本連盟の役員等は登録する個人(選手、監督、コーチ、審判員等)及び団体は、本連盟の定款並びに本規程及びこれに付随する諸規程、公益財団法人日本卓球協会及び公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の諸規程並びに指示、命令、決定、裁定等を遵守する義務を負う。
2 人種、性別、言語、宗教、文化、政治等を理由とする国家、個人又は集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合は、本規程及びその附属規程により処分される。
3 本連盟の役員等及び登録する個人等は、日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツにおける暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。

第2章 役員等

(理事及び監事)
第4条 本連盟には、定款第25条により、理事及び監事の役員を置く。
2 理事は、役員等候補者選考規程の定めにより20名以内を推薦し、社員総会の決議で選任する。
3 監事は、役員等候補者選考規程の定めにより2名以内を推薦し、社員総会の決議で選任する。
4 会長1名、副会長複数名、理事長1名、副理事長複数名は、理事会の決議により、理事20名の中から選出する。
5 理事は、選任される年の4月1日において、その年齢が満70歳未満とする。ただし、会長及び副会長は、満75歳未満とする。
6 監事は、選任される年の4月1日において、その年齢が満75歳未満とする。

(理事の職務権限)
第5条 理事は、理事会を構成し、定款の定めにより、本連盟の業務を執行する。
2 会長は、定款第27条の定めにより、本連盟を代表し、その業務を執行する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理して執行する。
4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、本連盟の業務を処理する。
5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理して執行する。

(名誉役員)
第6条 本連盟には、定款第68条の定めにより、顧問を置く。
2 顧問は、役員等候補者選考規程の定めにより社員総会の推薦により、会長が委嘱する。
3 顧問の任期及び定年制は適用されない。

(報酬等)
第7条 本連盟の役員等は、定款第31条により無報酬とするが、役員等がその職務を遂行するために要する費用を弁償することができる。

第3章 組織

(社員総会)

第8条　社員総会は、全ての正会員をもって構成する。
2　社員総会は、定款第16条及び第20条に定める決議を行う。
3　正会員は、役員等候補者選考規程の定めにより25名以内を推薦し、理事会の承認を得た者とする。
4　正会員25名には、理事から選出された6名以内を含み、その6名は正社員となる。
5　正会員は、任期及び定年制は適用されない。ただし、理事から選出された者を除く。

(理事会)
第9条　理事会は、全ての理事及び監事をもって構成する。
2　理事会は、定款第35条に定める決議を行い、本連盟の運営にあたる。

(運営会議)
第10条　本連盟には、運営会議を設置する。
2　運営会議は、会長、副会長、理事長、副理事長及び監事(代表1名)で構成する。
3　運営会議は、必要に応じて会長が招集し、定款に定める事項の他、理事会に諮る議案等を審議できるものとする。
4　運営会議には、審議事項に関係する役員等の出席を求めることができる。

(部及び委員会)
第11条　本連盟の円滑な業務執行のため、理事会の決議により、部及び委員会を設置し、必要とする部員及び委員を理事会において選任し、配置する。
2　本連盟に、以下の部及び委員会を置き、業務内容は別に定めるものとする。
①　総務部
②　事業部
③　強化部
④　普及部
⑤　審判部
⑥　小学委員会
⑦　中学委員会
⑧　高校委員会
⑨　大学委員会
⑩　レディース委員会
⑪　マスターズ委員会
3　前号の各部会及び各委員会に、部長、副部長、委員長、及び副委員長を置くことができる。
4　各部会及び各委員会の構成員は、名誉役員、正会員、監事、及び事務局職員以外から選任し、選任される年の4月1日において、その年齢が満70歳未満とする。

(諮問委員会)
第12条　本連盟の業務執行に必要な事項について、調査、研究、審理等行う諮問委員会を理事会の決議により設置し、必要とする委員を理事会において選任し、配置する。
2　本連盟に、以下の諮問委員会を置き、別に定める規程により運営を行う。
①　役員等候補者選考委員会
②　表彰者選考委員会
③　倫理・処分委員会
3　前号の各委員会に、委員長、副委員長、及び必要とする委員を置くことができる。
4　各委員会の委員は、本連盟役員等以外からも選任できる。
5　各委員会の委員は、任期及び定年制は適用されない。

第4章　財産

(登録料)
第13条　定款第5条の登録会員になる者は、理事会の決議により、別に定める登録規程による登録料を期日までに納付しなければならない。

(参加料)
第14条　本連盟主催の大会に参加申し込みする者は、理事会の決議により、別に定める大会参加料を大会当日までに事務局に納付しなければならない。

(入会金及び会費)
第15条　定款第5条の正会員になる者は、以下の入会金及び年会費を納入しなければならない。
① 個人の場合　入会金 10，000円　　会費　5，000円
② 団体の場合　入会金 20，000円　　会費 10，000円
2　個人の場合は、登録規程による登録料を納付した登録会員にあっては、入会金及び会費を全額免除できる。

(賛助会員)
第16条　定款第5条の賛助会員になる者は、以下の年会費を納付しなければならない。
① 個人の場合　1口 10，000円
② 団体の場合　1口 20，000円

第5章　補則

(補則)
第17条　この規程に定めのない事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則
この規程は、令和5年4月3日から施行する。
この規程は、令和6年4月20日一部改正する。

一般社団法人 新潟県卓球連盟 基本規程

別表 部及び委員会業務内容

基本規程第11条の規定に基づき定める業務内容は、下記のとおりとする。

部及び委員会	業 務 内 容
総務部	会員に関すること 登録に関すること 予算及び決算に関すること 財産及び会計に関すること 役員等に関すること 社員総会、理事会及び運営会議に関すること 広報に関すること 報道機関との連絡・調整に関すること 事務局に関すること 他部及び他委員会に属さない業務に関すること
事業部	主催大会に関すること 全国大会等への代表選手に関すること ランキングに関すること その他事業部業務に関すること
強化部	選手の強化に関すること 公認指導者に関すること 国民体育大会に関すること その他強化部業務に関すること
普及部	卓球競技の普及に関すること 公認指導者に関すること 会員の顕彰に関すること 段級制度に関すること 障害者卓球等に関すること その他普及部業務に関すること

審判部	公認審判員に関すること 主催大会等の審判に関すること 主催大会等の組み合わせに関すること 全国大会等への審判員の派遣に関すること その他審判部業務に関すること
小学委員会	小学生の卓球競技の普及及び強化に関すること その他小学生委員会業務に関すること
中学委員会	中学校体育連盟の事業に関すること 中学生の卓球競技の普及及び強化に関すること その他中学委員会業務に関すること
高校委員会	高等学校体育連盟の事業に関すること 高校生の卓球競技の普及及び強化に関すること その他高校委員会業務に関すること
大学委員会	大学生の卓球競技の普及及び強化に関すること その他大学委員会業務に関すること
レディース委員会	年齢別女性卓球選手の普及及び強化に関すること その他レディース委員会業務に関すること
マスターズ委員会	年齢別卓球選手の普及及び強化に関すること ラージボール卓球に関すること その他マスターズ委員会業務に関すること

※担当する業務内容の見直し等については、理事会の承認を得るものとする。